

議会改革特別委員会記録

1. 日 時 令和2年9月30日（金）午前10時
2. 場 所 役場三階 大会議室
3. 案 件 議会改革特別委員会の検討事項について
4. 出席議員 奈良岡文英委員長 外12名
5. 欠席議員 相馬勝治委員
6. 出席書記 藤田伸事務局長、佐藤健主幹
7. 会議概要

奈良岡委員長：開会前に事務局に報告事項及び配付資料の確認を求める。

事務局長：報告事項及び配付資料の確認。（配付漏れなし）

開 会 午前10時00分

奈良岡委員長：開会を宣する。本日は第1回目の委員会なので、検討事項をフリートークとして、みなさんから忌憚のない意見を出してもらいたいと思う。

それでは、フリー討論とします。暫時休憩します。

《暫時休憩 午前10時03分～午前10時51分》

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。

まずは、次回までに委員会設置の目的を明文化したいと思う。

休憩中のフリー討論において、検討事項は次の7項目が上がった。

- (1) 町議会だよりに関する事
- (2) 町民と語る会に関する事
- (3) 常任委員会の活性化に関する事
- (4) 町議会基本条例に関する事
- (5) タブレット端末の活用に関する事
- (6) 議員報酬に関する事
- (7) 議員定数に関する事

以上の検討項目について、委員に意見を求める。

浅利委員：設置目的には、白老町の資料にある開かれた議会、町民に信頼される議会を明記したらどうか。

横山委員：優先検討事項は、正副委員長に一任します。

奈良岡委員長：それでは、優先検討事項については、副委員長とで決めたいと思う。

それから次回の開催時期はいつ頃が良いか。

奈良委員：委員長に一任します。

野呂委員：月1回くらいの開催ペースで良いのではないかな。

浅利委員：月1回の開催と定例会の時も開催しても良い。

奈良岡委員長：開催ペースは、月1回、定例会中の開催も考えるということによろしいか。

委員一同：異議なし

奈良岡委員長：ほかにありませんか。

浅利委員：さきほど7項目の検討事項が上がり、優先検討事項は正副委員長へ一任すると
あったが、2項目くらい優先検討事項を決めて審議したほうが良いと思うが。

阿部副委員長：では今決めましょうか。

奈良岡委員長：何を優先的に検討したいですか。

暫時休憩します。

《暫時休憩 午前10時57分～午前10時59分》

奈良岡委員長：次回の開催は、10月中のなるべく早い時期に行うということと、休憩中に議
会だよりと町民と語る会を一つにして、常任委員会の活性化の2件を優先的
に検討するという意見が出たので、みなさんの協力をお願いする。ほかに意見
や質疑がなければ、これで閉会します。

委員一同：質疑なし。

奈良岡委員長：以上で質疑を終了する。閉会を宣する。

閉 会 午前11時00分

委員長 奈良岡 文 英

○検討事項

- (1) 町議会だより、町民と語る会に関する事（優先検討事項）
- (2) 常任委員会の活性化に関する事（優先検討事項）
- (3) 町議会基本条例に関する事
- (4) タブレット端末の活用に関する事
- (5) 議員報酬に関する事
- (6) 議員定数に関する事
- (7) その他議会改革に関する事

議会改革特別委員会の設置について

1. 名 称 議会改革特別委員会

2. 委 員 数 議員全員とする。

3. 設置の目的

進展する少子高齢化、情報化、地方分権の推進のなか、地方議会には、住民自治の基盤であり、合議制の住民代表機関として、地域住民の多様な意見を反映しながら合意形成を進めて、団体意思の決定をすることが求められている。

藤崎町議会では、積極的に情報公開や情報共有の推進に取り組み、町民に寄り添い、親しまれる議会運営に努め、「信頼される開かれた議会」の実現を目指し、議会改革特別委員会を設置する。

4. 検 討 事 項 (1) 広報広聴に関すること
(2) 常任委員会の活性化に関すること
(3) 町議会基本条例に関すること
(4) ICTの活用に関すること
(5) 議員報酬に関すること
(6) 議員定数に関すること
(7) その他議会改革に関すること

5. 期 間 本委員会は、令和5年10月8日をもって終了するものとし、議会閉会中もなお開催することができる。